

知識基盤(創造)社会・生涯学習社会の到来、子どもたちの学びの世界の変革等に対応し、21世紀の学校と子どもの学びの創造を担い得る「新しい専門職としての教師」像の確立が急務 → 「学びの専門家」としての教師像、「学び続ける」教師像の両側面を追求することの意義

「審議経過報告」は、戦後教員養成の原則である「開放制」と「大学における養成」を継承しつつ下記の諸点に言及。
①養成段階においては、修士レベル化を実現することにより、より高度な実践的指導力を育成するプログラムを構築
②一層の「教職課程の質保証」を確保、課程認定の厳格化、認定要件の見直しおよび事後評価システムの構築
③専門免許状の創設による現職研修の体系化・組織化の促進、「学び続ける」教師像の見える化を実現
④教育委員会と大学等の連携・協働の促進、生涯職能成長を実現する新たな環境の整備

国への期待は一層拡大
1. 養成段階
2. 現職段階

I 養成段階における国の役割と改善への期待

「開放制」と「大学における養成」の二大原則を維持し、かつ、全国的に一定数の教員を養成する制度として課程認定制度が果たしてきた役割は大きい。一方、大量に輩出されるペーパー・ティーチャー問題の改善、現代の高等教育に生じた諸変化等に対応するためには、一定の改善を必要とする局面も想定される。また、教員養成に取り組む大学に対する財政支援等についても特段に配慮を要する。

1. 課程認定制度の運用および認定要件の見直し

(1) 学科単位の認定の是非について検討

→ 教職課程を設置する際、課程の運営の組織性、一貫性の確保、説明責任の明確化等の改善を図るため、より大きな単位での認定を検討。

(2) 認定基準の見直し

①「教職科目」の再整理、「教育課程・指導法」の拡充等、特定教科の免許について中・高免許認定の基準の見直しを検討。

②学士課程(基礎免)と修士課程(一般免)の認定基準の再整理。

→ 「実務家教員」の取り扱い、一般免について実践的指導力育成のための所要の改善、大学院課程認定を専門性に依拠して区分化。

2. 実地視察から事後評価システムの構築へ

→ 課程認定管理について事後評価(出口管理)を徹底、認証評価に近い制度を構築し運用。

3. 公募型「教員養成プログラム開発事業」創設

→ 教職課程改善のための組織的取り組み(コンソーシアム構築も含む)に対し財政支援。

4. 教員養成系大学・学部のあり方の検討

→ 組織、プログラム、附属学校等、全般にわたる見直しの実施。

5. 地域単位の「教員養成大学コンソーシアム」(仮称)の構築支援

→ 教職大学院、基幹的大学等を中核に地域連携組織を構築、教職大学院の役割の明確化。

6. 国家資格制度としての免許制度の確立

→ 「統一試験制度」の検討。

II 研修段階における国の役割と改善への期待

「現職研修」の高度化、体系化を実現するためには、大学と教育行政の連携・協働という新たな課題の実現が不可欠である。18年答申が示した「教員免許更新制」への対応として全国の課程認定大学が実施した免許更新講習は、この課題の実現に大きな可能性を開いた。全国各地で、現職研修への協働の取り組みが実現している。「専門免許状」の創設が検討される中で、大学院への修学と並んで、「履修証明制度」等を活用した研修プログラムの開発、研修の成果の見える化等、また、大学間連携の組織的実現等に国の指導・助言（モデル提示等）が期待される。

1. 専門免許状制度の創設・管理

(1) 研修プログラム認定制度の構築。

→ 大学および都道府県等が実施するプログラムの認定、質・量の維持・確保。

(2) プログラム認証機関創設の可否について検討。

→ 大学、行政の連携・協働の制度化、実質化のために。

2. 地域単位の「教員研修大学コンソーシアム」(仮称)の構築支援

→ 教員の現職研修を大学の「本務」として再確認するために、大学間連携組織の確立支援。

3. 公募型「教員研修プログラム開発事業」創設

→ 研修プログラム構築のための組織的取り組み(コンソーシアム構築も含む)に対し財政支援。

4. 文科省内担当部局間の連携の強化



III 教員研修センターの機能の充実

教員研修センターは、研修の中央センターとして高度かつ体系的な研修プログラムを提供する等、全国の教員を対象とする事業を展開してきた。研修の組織化・体系化が求められ、専門免許状の創設が日程に上る現在、その意義は一層重要性を増すと思われる。一方、研修の直接的提供を主とする現状を踏まえ、さらにその機能の拡充を図ること等、研修のナショナルセンターとしての役割を果たすことが求められる。

1. CENTER of CENTER としての機能の拡充

(1) 都道府県等の研修機関への研修プログラム、内容等の提供。

→ 大学および都道府県等が実施する研修プログラムの改善に資する情報等の提供。

(2) 都道府県等の研修機関を含むセンター間ネットワークの構築。

→ 大学、行政の連携・協働の制度化、実質化の促進のために。

2. 研修プログラム開発のための調査・研究

→ 教育学研究分野でやや手薄な「現職研修」をテーマとする調査研究活動を活性化、「職能成長」、「プログラム開発」、「事業評価」等の研究を促進。

3. 中央研修機能の拡充

→ マネジメント研修プログラムの拡充・実施、受講者間ネットワークの構築等による学校教育改善への寄与。